

（小）十一年以上一ヶ月ヲ増ス毎二日分ヲ加算ノコト
此ノ問題ニ対シテ絶許ニ限リ特許ヲ出サザルコト
大正十五年九月十五日

経業員一同

東京染布株式会社 啓

535

労働
署名

大正十五年九月二十一日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 濱口 雄 幸 殿
社会局長 官長 岡 隆 一 郎 殿

東京染布株式会社 労働
争議ニ關スル件 (第二報)

標記工場争議其後ノ状況凡ノ通目
一 争議團ノ行動